

平成27年

大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

平成27年 2月26日 開会

平成27年 2月26日 閉会

大東四條畷消防組合議会

平成27年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（平成27年2月26日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	2
○開会	2
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 報告第1号上程	3
理事者説明	4
質疑	4
採決	4
○日程第4 議案第1号上程	5
理事者説明	5
質疑	6
採決	6
○日程第5 議案第2号上程	6
理事者説明	7
質疑	7
採決	8
○日程第6 議案第3号上程	8
理事者説明	8
質疑	9
採決	9
○日程第7 議案第4号上程	9
理事者説明	9
質疑	10
採決	10
○日程第8 議案第5号上程	11
理事者説明	11
質疑	12
採決	12
○閉会	13

平成27年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

平成27年2月26日（木）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期決定について
日程第 3 報 告 第 1 号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
日程第 4 議 案 第 1 号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 5 議 案 第 2 号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議 案 第 3 号 大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例について
日程第 7 議 案 第 4 号 平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について
日程第 8 議 案 第 5 号 平成27年度大東四條畷消防組合一般会計予算について

○議員定数9名

出席議員9名

大東 真司 品川 大介 豊芦 勝子 石垣 直紀 佐藤 誠
森本 勉 小原 達朗 平野 美治 岩淵 弘

欠席議員0名

○説明者

管 理 者 東坂 浩一 副管理者 土井 一憲 消 防 長 林 顯
理事兼四條畷消防署長 石田 進 消防次長 奥村 義実 大東消防署長 中村 貞夫
次長兼総務課長 牧野 功 次長兼予防課長 北村 修 次長兼警防課長 生駒 栄似
会計管理者 山鬼 太
大東市理事兼危機管理監 中田 のぶ子 大東市危機管理室長 中村 康成
四條畷市都市整備部長 吐田 昭治郎 四條畷市危機管理課長 今井 克己

○職務のために出席した者

総務課参事 瀧田 昭彦 総務課参事 西岡 栄治
総務課上席主査 堤 悟士

○事務局

総務課上席主査 古川 智広 総務課主査 大塚 亮

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
 - ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
 - ・大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例について
 - ・平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について
 - ・平成27年度大東四條畷消防組合一般会計予算について
-

【開会午後2時15分】

(岩淵議長)

ご起立ください。

礼

それでは、引き続き国歌斉唱を行いますので、国旗に向かってご注目をお願い致します。

(国家斉唱)

ご着席ください。

(岩淵議長)

これより平成27年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会致します。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、時節柄何かとご多忙中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられるとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

(岩淵議長)

次に、管理者からご挨拶を受けることに致します。

(管理者)

議長

(岩淵議長)

東坂管理者

(管理者)

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、平成27年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、職員給与条例の一部改正に係る専決処分の報告1件、条例の一部改正2件、条例の制定、平成26年度一般会計補正予算1件、平成27年度当初予算の計6件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(岩淵議長)

この際申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配付しております日程表のとおり定めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

(岩淵議長)

本日は、全員の出席をいただきまして、議会は成立いたしております。
これより議事に入ります。

【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(岩淵議長)

日程第1 本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号 4番 石垣議員、8番 平野議員を指名致します。

【日程第2 会期決定について】

(岩淵議長)

次に、日程第2 会期決定の件を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

【日程第3 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について】

(岩淵議長)

次に、日程第3 報告第1号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の件を議題と致します。

理事者の説明を求めます。

(牧野次長)

議長

(岩淵議長)

牧野次長

(牧野次長)

報告第1号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページと、別途お手元に配布しております議案説明資料1ページをお開き願います。

平成26年8月7日に出されました人事院の勧告等に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部
を改正する法律及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が、平成26年11月19日に公布された
ことに鑑み、一般職の職員の給与について、所要の改正を早急に行う必要があったため、地方自治法第17
9条第1項の規定により、平成26年12月19日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により
組合議会へ報告し、ご承認をお願いするものでございます。

本来であれば、人事院勧告等に基づく給与条例の改正すべてを上程し、ご審議いただくべきところでござ
いますが、平成27年1月1日付けで行われる昇給に係る部分のみ専決処分し、ご報告させていただくもの
です。

改正内容につきましては、議案説明資料の中ほど「Ⅱ、給与制度の総合的見直し」の④給料の3点目を
ご覧下さい。

1月1日付けの定期昇給については良好な勤務状況であれば4号給の昇給となるところですが、平成27
年4月から平成30年4月に至る給与制度の総合的見直しの初年度の原資を得るために、4号給のところ3
号給に昇給を抑制するものです。

以上が大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の主
な内容でございます。

何とぞよろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

**【日程第4 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例について】**

(岩渕議長)

次に、日程第4 議案第1号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題と致します。

理事者の説明を求めます。

(牧野次長)

議長

(岩渕議長)

牧野次長

(牧野次長)

議案第1号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページと議案説明資料1ページをお願い申し上げます。

本案は、平成26年8月7日に出されました人事院勧告等に基づきまして、昨年11月19日に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が、平成26年11月19日に公布されたことに鑑み、一般職の職員の給与、非常勤職員の報酬等について、条例改正を提案するものでございます。

主な改正内容は、平成26年度にかかるものと平成27年度以降にかかるものに分けることが出来ます。

議案説明資料1ページの方をご覧ください。

まず、平成26年度に係るものは、資料「Ⅰ. 官民較差に基づく給与水準改訂」の①給料と②期末勤勉手当をご覧ください。

一般職の給料表を平成26年4月1日に遡って平均0.3%の引き上げを行うこと及び期末勤勉手当の月数を年3.95月分から4.10月分へと年間0.15月分引き上げることです。

次に、平成27年度以降に係るものは、資料「Ⅱ. 給与制度の総合的見直し」の④給料と⑤地域手当と「Ⅲ. 職員の退職手当の調整額の改定等」の⑦退職手当をご覧ください。

給料表を平均2%引き下げ、地域手当の支給割合を現行の10%から11%に引き上げ、退職手当については、職責に応じて加算される調整額の引き上げを行うものです。

なお、一般職の給料表は平均2%引き下げますが、新給料表への円滑な移行のために、改正後3年間は現給保障を行う経過措置が盛り込まれております。

一方で、地域手当については、給料表の引き下げに併せ、支給割合を見直し致します。現行、本組合におきましては10%の支給割合となっておりますが、これを11%に引き上げてまいります。

また、当組合の構成両市における支給割合が違いますことから、平成30年3月31日までの給与制度の総合的見直しの完成まで、「検討」として、1年ごとに、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、一般職給与条例第16条第2項の規定である地域手当の支給割合につい

て検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるとしております。

条例で実際に規定しております箇所は、議案書9ページをお開き願います。

改正条例第2条の次の行、「100分の10」を「100分の11」に改めるというところ、及び議案書24ページをお願いいたします。改正条例附則第7条の検討の部分にそれぞれ規定しております。

以上は、情勢適応の原則及び均衡の原則に鑑み、人事院勧告等に基づいた改定をご提案申し上げます。

それ以外のものとして2点提案しております。

もう一度、議案説明資料の1ページをご覧ください。

まず、1点目は、資料③の通勤手当の国準拠への改正です。これまでは、自転車バイク等の使用者に対して、距離に応じて大きく3区分であったものを、国基準の13区分へと改正するものです。

2点目は、資料⑥2行目の管理職手当の支給月を翌月から当月に変更するものです。ともに国制度に準拠した改正となっております。

施行日につきましては、平成26年度に係る給料表の引き上げは平成26年4月1日、期末勤勉手当の支給月数の増については平成26年12月1日、平成27年度以降に係るものは平成27年4月1日としております。

以上が大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の提案理由でございます。

何とぞよろしく審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

**【日程第5 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例について】**

(岩渕議長)

次に、日程第5 議案第2号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題と致します。

理事者の説明を求めます。

(西岡参事)

議長

(岩渕議長)

西岡参事

(西岡参事)

議案第2号 大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の25ページと議案説明資料の2ページをお開き願います。

議案説明資料では中ほど、「2の改正する理由」と表の太枠部分をご覧ください。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき、職員への仕事と子育ての両立支援を目的に、現行の育児休業及び部分休業の各制度に加えまして、「育児短時間勤務制度」を導入するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、職員が小学校就学前の子を養育するため、1日当たりの勤務時間を5時間としたり、1週間当たりの勤務日数を3日にしたりすることなどが可能になるものでございます。

改正条例案の内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条等の規定に基づき、育児短時間勤務の施行に関する必要な事項として、請求の手續などを定めたものとなっております。

また、育児短時間勤務をする職員の勤務時間や休暇、給与等につきましては、基本的に勤務時間数に応じた案分を行うため、改正条例案の附則におきまして、「大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正もあわせて提案させていただいているところでございます。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上が大東四條畷消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩渕議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩渕議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩渕議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第6 大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例について】

(岩渕議長)

次に、日程第6 議案第3号 大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例の件を議題と致します。

理事者の説明を求めます。

(西岡参事)

議長

(岩渕議長)

西岡参事

(西岡参事)

議案第3号 大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の34ページ及び議案説明資料の3ページをお開き願います。

本案は、平成26年2月21日に「地方公務員法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能にする休業制度を創設するための条例制定をご提案申し上げるものでございます。

国では、日本再興戦略の中で女性の活躍推進が取り上げられ、配偶者の転勤に伴う離職等への対応が掲げられたところでございます。

当消防組合におきましても女性が活躍するための環境整備について積極的に取り組んでいく必要があることから、国の取り組みに合わせた対応を講じるため提案させていただくものでございます。

条例の内容につきましては、「地方公務員法第26条の6の規定」に基づき、配偶者同行休業の施行に関する必要な事項といたしまして、当該制度の手続や、第3条には休業期間を3年までとするなどの規定を設ける内容となっております。

また、休業中の給与につきましては、同法の規定に基づき支給されませんが、復職した際の号給の調整や退職手当の在職期間の除算につきまして、第10条、第11条にあわせて規定しております。

なお、条例案の附則におきまして関連事項を改正するため大東四條畷消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正もあわせてご提案させていただいているところでございます。

施行日につきましては、公布の日からでございます。

以上が大東四條畷消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例案の提案理由でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

【日程第7 平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）について】

(岩淵議長)

次に、日程第7 議案第4号 平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）の件を議題と致します。

理事者の説明を求めます。

(牧野次長)

議長

(岩淵議長)

牧野次長

(牧野次長)

議案第4号 平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）につきまして、概要をご説明申し上げます。

お手元の平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,994万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,729万8千円としております。

次に、第2条では、債務負担行為の追加として「第2表 債務負担行為補正」によるとなっております。

第3条では、地方債の変更として「第3表 地方債補正」によるとなっております。

4ページをお開き願います。第2表債務負担行為の補正をご覧ください。

4月1日の年度変わり時点から業務委託を実施していくにあたり、今年度内に契約を行う必要があること

から債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

次に、下の第3表地方債補正をご覧下さい。

決算見込みにより起債の限度額が増となっております。起債の方法、利率、借入先、償還の方法などは変更ありません。

それでは、歳入歳出の主なものをご説明いたします。

9ページをお開きください。一番上になりますが、今回の補正により最終的に不用になります両市からの負担金を1億402万円減額しております。

両市それぞれの内訳につきましては、ご覧のとおり、大東市分6,791万5千円、四條畷市分3,610万5千円の減額となっております。

次に、国庫補助金の決算見込みによる減額2,109万9千円、大阪府補助金の決算見込みによる減額174万円、次のページをお願いいたします。上から二つ目の雑入のところ、これは消防組合から両市へ派遣している職員人件費の相当負担金の雑入計上2,175万円、その下の組合債の決算見込みによる増額5,540万円などとなっております。

次に、歳出について説明させていただきます。

13ページをお開きください。

職員給与費の人事院勧告等に基づく改定を含めた決算見込みによる減額384万4千円、消防設備等維持管理費の機械器具購入費はデジタル無線施設整備の契約による不用額の減額6,240万円、大東・四條畷両構成市から派遣してもらっている職員の人件費相当の負担金の計上1,630万円などがございます。

以上が、平成26年度大東四條畷消防組合一般会計補正予算（第2次）の提案理由でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(岩淵議長)

暫時休憩いたします。

(岩淵議長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8 平成27年度大東四條畷消防組合一般会計予算について】

(岩渕議長)

次に、日程第8 議案第5号 平成27年度大東四條畷消防組合一般会計予算の件を議題と致します。
理事者の説明を求めます。 牧野次長。

(牧野次長)

議長

(岩渕議長)

牧野次長

(牧野次長)

議案第5号 平成27年度大東四條畷消防組合一般会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本予算につきましては、効率的、効果的な消防行政の運営を図り、最大限の住民サービスを確保するという観点から編成させていただいております。

平成27年度大東四條畷消防組合一般会計予算書の1ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額は、18億4,587万1千円としております。

第2条 地方債でございますが、4ページ 第2表をご覧ください。

消防力等整備事業といたしまして、限度額7,090万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

1ページにお戻り願います。

第3条 一時借入金につきましては、1億円を最高額とさせていただいております。

第4条は、預金債権と地方債債務の相殺について規定をしております。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

2歳入、款、分担金及び負担金、項、負担金、目、負担金は、17億2,826万4千円で、組合を構成する両市の負担金額につきまして、組合規約第14条第2項による案分比率から、大東市分11億2,596万4千円、四條畷市分6億230万円でございます。

下段の款：国庫支出金、項：国庫補助金、目：消防施設費国庫補助金では、緊急消防援助隊に登録する消防車両の購入費に対しての補助金1,180万6千円でございます。

次の10ページをお開きください。中ほどの諸収入・雑入でございます。右のページ説明欄、1大東市・四條畷市派遣職員給与負担金等2,077万5千円は、消防組合から両構成市に派遣しております職員の人件費相当分などです。

その下の、款：組合債、項：組合債、目：消防債は、平成27年度に更新いたします3台の車両の購入費に充当する消防債7,090万円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。

012 消防設備等維持管理費3,242万1千円は、平成25年度に整備した高機能消防指令センター保守や人事給与、ネットワーク等システムの保守業務委託料等が主なものでございます。

23ページをお開きください。

017 消防力等整備事業8, 943万9千円は、更新を予定しております水槽付きポンプ自動車、高規格救急自動車、災害活動車3台の購入費用等でございます。恐れ入りますが、議案説明資料の4ページをご覧ください。更新を予定しております3台の車両のサンプルの写真を載せております。

もう一度当初予算の23ページをお願いいたします。ページの一番下をご覧ください。

大東市・四條畷市派遣職員給与負担金等1, 812万2千円は、両構成市から消防組合へ派遣していただいている職員の給与相当分などです。

最後に24ページをご覧ください。地方債を発行した後の元利償還金である公債費です。平成26年度に初めて組合債を発行いたしますので、借入翌年度の元金と利子を計上しております。

以上が、平成27年度大東四條畷消防組合一般会計予算案の提案理由でございます。

何卒、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩渕議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩渕議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩渕議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(岩渕議長)

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることと致します。

(管理者)

議長

(岩渕議長)

東坂管理者

(管理者)

閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決ご同意を賜り、誠に有難うございました。心より厚くお礼申し上げます。

今議会中にいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、大東四條畷消防組合発足からまもなく1年が経過しようとしております。引き続き大東市、四條畷市両市の市民の安心・安全のため取り組みを強化し、広域化による効果をさらに引き出してまいりますので、

今後ともより一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(岩渕議長)

本定例会の全日程は、滞りなく終了いたしましたことをご報告いたします。

議員各位はじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、平成27年大東四條畷消防組合議会 第1回定例会を閉会を致します。

ご起立願います。どうもご苦勞様でございました。 礼。 有難うございました。

【閉会午後2時50分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 岩 渕 弘

4 番 議 員 石 垣 直 紀

8 番 議 員 平 野 美 治